

平成 28 年 11 月 24 日

各 位

会社名 株 式 会 社 ユ ー グ レ ナ  
代表者名 代 表 取 締 役 社 長 出 雲 充  
(コード番号：2931)  
問合せ先 取 締 役 永 田 暁 彦  
財務・経営戦略担当  
(TEL. 03-3454-4907)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更のお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 28 年 12 月 20 日開催予定の第 12 期定時株主総会において承認されることを条件として、現在の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することを決議し、これに伴う定款の一部変更について、同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

なお、監査等委員会設置会社移行後の役員人事につきましては、本日付の「監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事のお知らせ」にて別途開示しております。

#### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行について

##### (1) 移行の目的

社外取締役が過半数を占める監査等委員会を設置し、監査等委員である取締役に取締役会における議決権を付与することで取締役会の監督機能を強化し、コーポレート・ガバナンスをより一層充実させるとともに、取締役への権限委譲により迅速な意思決定を行い、経営の効率性を高めることを目的としております。

##### (2) 移行の時期

平成28年12月20日開催予定の第12期定時株主総会において、必要な定款変更についての承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更について

##### (1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ②改正会社法により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が拡大されたことに伴い、業務執行を行わない取締役にきましても責任限定契約の締結を可能にすることで、その期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるために、現行定款第31条第2項の変更を行うものであります。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年12月20日	(予定)
定款変更の効力発生日	平成28年12月20日	(予定)

以 上

(下線部分が改定箇所)

現行定款	定款変更案
<p>第1条～第18条 (条文省略) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。  (新設)  (取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)  (取締役の解任) 第21条 (条文省略) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。  (新設)  2. 増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、<u>他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。 2. (条文省略) 3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。  (取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (条文省略) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各<u>監査役</u>に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第26条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第18条 (現行どおり) (取締役の員数) 第19条 当社の取締役 <u>(監査等委員であるものを除く。)</u> は、7名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役 (以下、「監査等委員」という。) は、5名以内とする。</u> (取締役の選任) 第20条 取締役は、<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。</u> 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)  (取締役の解任) 第21条 (現行どおり) (取締役の任期) 第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。 <u>2. 前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u> <u>3. 補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u> (代表取締役及び役付取締役) 第23条 代表取締役は、<u>取締役 (監査等委員を除く。)</u> の中から、取締役会の決議によって選定する。 2. (現行どおり) 3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役 (監査等委員を除く。)</u> の中から、代表取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。 (取締役会の招集権者及び議長) 第24条 (現行どおり) (取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に<u>対し</u>、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。 (取締役会の決議の方法) 第26条 (現行どおり)</p>

現行定款	定款変更案
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p><u>(業務執行の決定の取締役への委任)</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、<u>取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(取締役会規程)</p>	<p>(取締役会規程)</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の報酬等)</p>	<p>(取締役の報酬等)</p>
<p>第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって<u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u>定める。</p>
<p>(取締役の責任免除)</p>	<p>(取締役の責任免除)</p>
<p>第31条 (条文省略)</p>	<p>第32条 (現行どおり)</p>
<p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>	<p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）</u>との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</p>
<p>第5章 <u>監査役及び監査役会</u></p>	<p>第5章 <u>監査等委員会</u></p>
<p>(監査役及び監査役会の設置)</p>	<p>(監査等委員会の設置)</p>
<p>第32条 当社は、<u>監査役及び監査役会</u>を置く。 (監査役の員数)</p>	<p>第33条 当社は、<u>監査等委員会</u>を置く。 (削除)</p>
<p>第33条 当社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任)</p>	<p>(削除)</p>
<p>第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p>	
<p><u>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>	

現行定款	定款変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p><u>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p><u>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(常勤監査役)</p> <p><u>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p><u>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査役会の決議の方法)</p> <p><u>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p><u>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査役会規程)</p> <p><u>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p><u>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第42条 当社は、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、責任を免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p> <p><u>第43条～第45条 (条文省略)</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第46条 会計監査人の報酬は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第47条～第50条 (条文省略)</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p><u>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p><u>第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p><u>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p><u>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p><u>第38条～第40条 (現行どおり)</u></p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p><u>第41条 会計監査人の報酬は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p> <p><u>第42条～第45条 (現行どおり)</u></p>

現行定款	定款変更案
(新設)	<p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>1. 当社は、第 12 回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第 423 条第 1 項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第 12 回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第 42 条第 2 項の定めるところによる。</p>